介 護 保 険 事 業 特 別 会 計
(保険事業勘定)

平成２６年度小郡市介護保険事業特別会計（保険事業勘定）決算に係る主要施策報告書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第５項の規定により、平成２６年度小郡市介護保険事業特別会計（保険事業勘定）決算に係る主要施策の成果を次のとおり報告する。

平成２７年９月１日

小郡市長　　平　安　正　知

平成26年度小郡市介護保険事業特別会計（保険事業勘定）決算に係る主要施策を報告するにあたり、その概要を説明いたします。

我が国の急速な高齢化とともに、介護給付費も急増する中、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革が推進されています。団塊の世代が後期高齢者となる2025年（平成37年）を見据え、国は、在宅医療・介護の連携強化、認知症施策の推進など、要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる社会を目指し、地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んでいます。

本市におきましても、平成27年3月末時点の高齢化率は24.8%、介護認定率は15.4%と、いずれも増加傾向を強めております。なお、要介護（要支援）認定者数は2,321人、受給者数は1,977人で、受給率は85.2%となっています。

今後も高齢化は進行し、介護保険事業に係る負担は、更に増大する事が予想されます。給付費の伸びは対前年度比で5.7%と依然高い値で推移しており、今後も予断を許さない状況に変わりはございません。

増大する給付費に対する抑止策として、サービスが正しく使われているか等のチェックを行う介護給付費適正化事業の取り組みや、介護予防事業の実施等で対応しておりますが、本市のみならず全国的にも即効性のある抑止力となっていないのが実状です。

その他にも、権利擁護・虐待防止、新たなサービス体制の構築等、課題も山積しており、体制の充実等を図り問題の解決解消に努めて参ります。

今後も、介護保険サービスのニーズを的確に把握し、国の指針を勘案しながら、サービスの量・質を確保するとともに、住民負担等とのバランスを図りつつ介護保険事業を運営してまいります。

平成２６年度歳入歳出決算額は下記のとおりです。

歳入決算額	３，５２５，４３９千円
歳出決算額	３，５０２，３１１千円
歳入歳出差引額	２３，１２８千円
実質収支額	２３，１２８千円

歳入総額は、3,525,439千円で、主なものは支払基金交付金が973,439千円で総額の27.6%、国庫支出金が763,858千円で21.6%、保険料が707,990千円で20.1%、繰入金が556,789千円で15.8%、県支出金が503,024千円で14.3%、繰越金が17,192千円で0.5%等となっております。

歳出総額は、3,502,311千円で、内容は保険給付費が3,332,853千円で総額の95.2%、総務費が81,357千円で2.3%、地域支援事業費が69,829千円で2.0%、諸支出金が13,100千円で0.4%、基金積立金が5,172千円で0.1%となっております。

1 歳入歳出決算の状況

（歳　入）　　（歳　出）　　（単位:千円、%）

科　目	決算額	構成比	科　目	決算額	構成比
1 保険料	707,990	20.1	1 総務費	81,357	2.3
2 使用料及び手数料	275	0.0	2 保険給付費	3,332,853	95.2
3 国庫支出金	763,858	21.6	3 財政安定化基金拠出金	0	0.0
4 支払基金交付金	973,439	27.6	4 基金積立金	5,172	0.1
5 県支出金	503,024	14.3	5 諸支出金	13,100	0.4
6 財産収入	52	0.0	6 地域支援事業費	69,829	2.0
7 繰入金	556,789	15.8	7 予備費	0	0.0
8 繰越金	17,192	0.5			
9 諸収入	2,820	0.1			
歳入合計	3,525,439	100.0	歳出合計	3,502,311	100.0

2 高齢者人口の推移

（単位:人、%）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
総人口	59,227	59,303	59,429	59,257	59,355
65歳以上	13,162	13,721	14,263	14,682	15,216
高齢化率	22.2	23.1	24.0	24.8	25.6

※ 住民基本台帳登録者数（各年4月1日現在） ただし、28年度は推計値

3 認定者数及び受給状況

（単位:P＝ポイント）

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		前年比		前年比		前年比
認定者数1号被保険者	2,085 人	109.2 %	2,155 人	103.4 %	2,254人	104.6 %
認定率（対65歳以上）	15.2 %	+0.7 P	15.1 %	−0.1 P	15.4 %	+0.3 P
認定者数2号被保険者	60 人	93.8 %	68 人	113.3 %	67人	98.5 %
認定者総数	2,145 人	108.7 %	2,223 人	103.6 %	2,321人	104.4 %
受給（利用）実人数	1,787 人	104.1 %	1,892 人	105.9 %	1,977人	104.5 %
受　給　率	83.3 %	−3.7 P	85.1 %	+1.8 P	85.2 %	+0.1 P

※国保連介護保険事業状況報告より（各年度3月分）

4 介護保険料の収納状況

（平成25年度）　　（単位:円）

	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率	還付未済額	滞納繰越額
現年	683,921,560	676,634,250	0	7,287,310	98.9%	171,070	7,458,380
過年	14,498,680	2,420,620	3,635,220	8,442,840	16.7%	0	8,442,840
合計	698,420,240	679,054,870	3,635,220	15,730,150	97.2%	171,070	15,901,220

（平成26年度）　　（単位:円）

	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率	還付未済額	滞納繰越額
現年	712,374,980	705,356,280	0	7,018,700	99.0%	224,970	7,243,670
過年	15,736,820	2,633,630	4,349,970	8,753,220	16.7%	0	8,753,220
合計	728,111,800	707,989,910	4,349,970	15,771,920	97.2%	224,970	15,996,890

１款　総務費　　３項　介護認定審査会費

（単位：千円）

介護認定審査会費

総　額	財源内訳					
	国庫支出金	県支出金	支払基金	一般会計繰入金	その他	一般財源
8,107				8,107		

【施策の目的】

要介護（支援）認定申請者に対し要介護（支援）認定を行うために介護認定審査会を設置する。

【施策の実施】

・年間2，173件を審査し、98回の認定審査会を開催する。
・訪問調査の調査結果と主治医の意見書をもとに最終的な認定審査を行う。
・週2回（火・木）または週3回（火・水・木）2時間ずつ実施。

【施策額の内訳】

	（単位：千円）	
・ 審査員報酬	6,114	審査会・研修出席の報酬
・ 認定システム保守点検委託料	1,054	
・ 認定システムリース料	911	
・ その他事務費	28	
	8,107	

【施策の効果】

・審査対象件数は、2，173件
・審査程度を維持するため、審査員の報酬以外に、外部研修へも参加・派遣している。
　・研修会（内部）　4回　88名
　・研修会（県主催）　2回　15名

認定調査等費

総　額	財源内訳					
	国庫支出金	県支出金	支払基金	一般会計繰入金	その他	一般財源
31,606				31,606		

【施策の目的】

介護保険法により、介護認定申請者に対し、国で定められた項目に沿って認定調査を実施する。

【施策の実施】

年間2，039件の介護認定申請（新規・更新含む）に対し、訪問調査員が自宅または入所施設に出向き2，190件の調査を実施。
調査員1人あたり、3件/日程度の調査実施を目標としている。
週4日の非常勤嘱託職員7名と臨時職員1名が従事。
調査が後の認定審査に影響するため、公正かつ公平な調査が求められている。

【施策額の内訳】

	（単位：千円）	
・ 調査員報酬等	19,481	7名
・ 主治医意見書手数料	10,222	申請時点での必要書類（作成手数料）
・ 公用車購入（1台）	748	
・ その他事務費	1,155	
	31,606	

【施策の効果】

介護認定は申請から決定通知送達まで、30日以内という期間が定められている。
本市においても、市の事情で遅延することが無いよう、努力をしているが、先方との訪問調査の日程調整等の理由により、遅延するケースも存在する。
今後は、効率化を考慮し、市民ニーズに応える調査の実現に努める。

２款　保険給付費

（単位：千円）

介護保険給付費（２款全体）

総　額	財源内訳					
	国庫支出金	県支出金	支払基金	一般会計繰入金	その他	一般財源
3,332,853	709,869	487,431	965,833	416,307	2,395	751,018

【施策の目的】

介護認定者に対し、介護(予防)給付サービスを提供することにより、高齢者本人およびその介護者が安心して生活できる社会の実現に寄与する。

【施策の実施】

各種サービスは、利用者それぞれが契約したケアマネジャーの作成するケアプランに基づき提供される。

本市の要介護(要支援)認定者は3月末現在で2，321名、うち、実際にサービスを受給している人の割合は85%程であり、認定度合別では、徐々に軽度者の割合が増加している。

【施策額の内訳】　（単位:件、千円）

	平成２５年度			平成２６年度		
	件数	給付費	前年比	件数	給付費	前年比
居宅介護サービス給付費	13,326	894,479	104.3%	14,595	966,632	108.1%
地域密着型介護サービス給付費	3,193	512,659	102.3%	2,607	525,305	102.5%
施設介護サービス給付費	5,022	1,142,347	102.7%	5,028	1,186,769	103.9%
居宅介護福祉用具購入費等	4,161	49,394	104.6%	4,634	57,260	115.9%
居宅介護住宅改修費	101	9,784	96.5%	96	8,671	88.6%
居宅介護サービス計画給付費	7,393	98,244	100.4%	7,625	100,511	102.3%
居宅予防(支援)サービス給付費	7,772	233,606	106.7%	8,432	248,695	106.5%
地域密着型介護予防サービス給付費	205	13,433	128.8%	225	12,448	92.7%
介護予防(居宅支援)福祉用具購入費等	1,843	9,645	102.4%	2,183	11,027	114.3%
介護予防(居宅支援)住宅改修費	129	12,491	115.6%	138	13,293	106.4%
介護予防(居宅支援)サービス計画給付費	6,506	27,529	110.4%	7,220	30,651	111.3%
高額介護(予防含む)サービス費	5,269	54,392	104.1%	5,589	58,759	108.0%
高額医療合算介護サービス費	242	6,005	82.9%	279	7,640	127.2%
特定入所者介護サービス費	3,157	88,308	108.5%	3,456	103,307	117.0%
審査支払手数料	47,596	2,046	90.6%	51,329	1,885	92.1%
合　計	105,915	3,154,362	103.6%	113,436	3,332,853	105.7%

【施策の効果】

今後は増大する一方の介護給付費を抑制すべく、健康な生活をなるべく長く営めるよう、介護予防の事業効果に期待するものである。

４款　基金積立金　　１項　基金積立金

（単位：千円）

介護給付費準備基金積立金

総　額	財源内訳					
	国庫支出金	県支出金	支払基金	一般会計繰入金	その他	一般財源
5,172					53	5,119

【施策の目的】

・介護保険の保険料は、3年間の計画期間内の保険料の必要額により決定される。
・初年度は黒字、中年度は同額、最終年度は赤字となる計画が立てられている。
・保険料余剰分及び預金利息は、後年のために基金に積み立てる。

【施策額の内訳】　（単位:千円）

・預金利息	53
・保険料余剰金	
支払基金追加交付金(H25給付費)	663
H25繰越残余金	4,456
	5,172

【施策の効果】

本年度の積立が実施されたことにより、26年度末基金残高は、226,634,273円となる。

５款　諸支出金　　１項　償還金及び還付加算金

（単位：千円）

国庫負担金補助金等償還金

総　額	財源内訳					
	国庫支出金	県支出金	支払基金	一般会計繰入金	その他	一般財源
12,736						12,736

【施策の目的】

25年度中に既に交付を受け、実績で国費等からの過払いが生じたため、26年度において精算を行うもの。

【施策額の内訳】　（単位:千円）

	(既収入額)		(実際の負担額)		(返還額)
・(国)介護給付負担金	564,719	－	563,296	＝	1,423
・(国)地域支援事業負担金	26,755	－	19,428	＝	7,327
・(国)介護保険事業費補助金	707	－	655	＝	52
・(県)介護給付負担金	462,142	－	461,871	＝	271
・(県)地域支援事業負担金	13,377	－	9,714	＝	3,663
					12,736

６款　地域支援事業費　　１項　介護予防事業費

（単位：千円）

介護予防事業

総　額	財源内訳					
	国庫支出金	県支出金	支払基金	一般会計繰入金	その他	一般財源
9,244	2,311	1,156	2,681	1,156		1,940

【施策の目的】

① 【二次予防施策】

要支援･要介護に陥るリスクの高い高齢者を対象に施策を行い、要支援・要介護状態への悪化を防止することを目的とする。

② 【一次予防施策】

活動的な状態にある高齢者が生きがいをもって活動的に暮らすことを地域全体で支援し、生活機能の維持･向上を図ることを目的とする。

【施策の実施】

○対象者　①認定を持たない65歳以上で基本チェックリストにおいて、国の予防事業対象者基準に該当する者
②65歳以上の高齢者

○委託事業者　・あすてらすヘルスプロモーション
・小郡市社会福祉協議会
・小郡市老人クラブ連合会　等

○開催場所　小郡市総合保健福祉センター（あすてらす）等

【施策額の内訳】

（単位：千円）

事業名			実施回数	参加者	支払額
①	二次予防	運動機能向上教室	31 回	40 人	2,333
		口腔機能･栄養改善教室	5 回	58 人	1,128
		閉じこもり・うつ・物忘れ予防支援	16 回	11 人	7
		その他事務費			3,531
②	一次予防	介護予防講演会	1 回	103 人	341
		高齢受給者証交付時運動指導	12 回	219 人	320
		脳の健康教室	44 回	49 人	1,000
		高齢者運動会	1 回	約1,200 人	262
		その他事務費			322
合　計					9,244

【施策の効果】

介護予防事業を実施することで、壮年期からの介護予防に繋がっている。

運動機能向上教室を実施することで、参加者が運動の効果を実感し、運動を負担と感じなくなったことで、運動行動ステージの改善がみられている。

６款　地域支援事業費　　２項　包括的支援事業・任意事業費

（単位：千円）

包括的支援事業

総　　額	財　源　内　訳					
	国庫支出金	県支出金	支払基金	一般会計繰入金	その他	一般財源
44,581	11,348	5,674		21,527		6,032

【施策の目的】

地域包括支援センターの運営管理を円滑に行うことを目的とする。

【施策の実施】

介護予防ケアマネジメント支援事業	1 件
総合相談事業	240 件
権利擁護事業	26 件
包括的･継続的ケアマネジメント支援事業	9 件
合　　計	276 件

【施策額の内訳】　（単位：千円）

地域包括支援センター管理費	41,809
介護予防ケアマネジメント支援事業費	2
総合相談事業	2,491
権利擁護事業	102
包括的･継続的ケアマネジメント支援事業	48
家族介護支援事業	129
合　　計	44,581

【施策の効果】

高齢者を継続的かつ包括的に支援するため、総合相談・権利擁護事業等を行い、必要なサービスにつなぎ、高齢者の在宅での生活を支え、地域生活に安心を提供する役割を果たしている。

高齢者食改善事業（配食サービス）

総　額	財源内訳					
	国庫支出金	県支出金	支払基金	一般会計繰入金	その他	一般財源
3,609	1,426	713		713		757

【施策の目的】

一人暮らし高齢者その他の要援護高齢者に対して、定期的に配食サービスを提供することにより、生活の基本である食の確保を図るとともに、高齢者の社会との隔絶による孤立感をいやし、高齢者の事故を防止し、もって高齢者の福祉に寄与する。

【施策の実施】

○ 利用対象者

65歳以上の一人暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯の高齢者で、配食が必要な方

○ サービスの内容

		利用者負担	市負担
１日１食（夕食）	非課税世帯	360 円	305 円
	課税世帯	480 円	185 円

【施策額の内容】　（単位：千円）

	実利用者数	延べ利用月数	配食数	支払単価	支払額
非課税世帯	60 人	466 月	9,054 食	305 円	2,761
課税世帯	40 人	287 月	4,584 食	185 円	848
計	100 人	753 月	13,638 食		3,609

【施策の効果】

バランスのとれた食事を提供することで、食生活の向上に寄与するとともに、高齢者の安否確認としての効果がある。

在宅介護用品給付事業

総　額	財源内訳					
	国庫支出金	県支出金	支払基金	一般会計繰入金	その他	一般財源
8,052	3,181	1,590		1,590		1,691

【施策の目的】

在宅で寝たきり高齢者等を介護する世帯に対し、介護用品の給付サービスを提供することにより、在宅介護を支援し、寝たきり高齢者等の生活の質の向上とその家族の経済的負担の軽減を図る。

【施策の実施】

在宅の65歳以上の寝たきり及び認知症の高齢者や、それに準じる状態の高齢者を在宅介護している家族を対象に、紙おむつ等を月額基準を定め支給するもの。

【施策額の内容】　（単位：千円）

	実人数	延べ月数	支払単価	支払額
世帯全員非課税	101 人	863 月	6,000 円	5,178
本人非課税・世帯内課税	106 人	958 月	3,000 円	2,874
合　計	207 人	1,821 月		8,052

【施策の効果】

在宅で介護している家族の負担軽減を図ることで、在宅介護を支援することができる。

介護給付適正化事業

総　額	財源内訳					
	国庫支出金	県支出金	支払基金	一般会計繰入金	その他	一般財源
4,153	1,641	820		820		872

【施策の目的】

事業所等に対し給付実績等をもとに調査や資料提供を求め、利用者に対する適正かつ最良なサービスが供給されているかを検証するもの。

また、事業所の不正請求や過誤請求等を正し、より適正に介護給付事業を運営するもの。

【施策の内容】

・介護給付ケアプランチェック	41 件
・介護給付通知の発行(1回/年)	1 回
・介護認定調査の平準化(同行調査)	6 件
・介護認定調査の内容確認(調査票チェック)	2,190 件
・住宅改修事業工事内容確認(着工前・完成後確認)	13 件
・医療データとの突合	512 件
・縦覧点検	1,809 件

上記内容を実施するため、主に嘱託職員1名が従事している。

【施策額の内訳】　(単位:千円)

・人件費	4,093
・賃金	31
・その他事務費	29
	4,153

【施策の効果】

医療データとの突合や縦覧点検、事業者への集団指導等を実施することで、入院中における居宅での介護サービス継続などの過誤請求について、一部は過誤調整により適正な介護給付費の請求の実現を図ることができた。